

以下の公表事実については、長谷川町顧問弁護士が町からの依頼により調査を実施した結果について公表するものです。

### 公表事実

これまで辰野町小野地区にて計画されていた太陽光発電施設の設置と稼働計画について、当職が調査した内容を公表する。

1. 平成 30 年 10 月 24 日に、株式会社太陽電気工事（長野市。令和 5 年 1 月 27 日。破産決定）の社員であった平良諒氏（以下、「平良氏」という。）及び株式会社 O D S の取締役である塚田政光氏（以下、「塚田氏」という。）が、辰野町の小野地区の土地（以下、「本件土地」という。）に目を付け、X 社の担当者にメールにて、「仕込んである物件がある」と紹介した。
2. この時点では、既に塚田氏が、辰野町の地元の不動産会社に本件土地の取得を依頼し、不動産会社が買主となる形で、この土地を取得していた。その後、本件土地は株式会社 O D S の所有となった。
3. 平良氏及び塚田氏は、本件土地を X 社に太陽光発電用地に適している土地として紹介し、共同事業を持ち掛けて、中電への負担金の立替や土地代金の負担等を依頼した。
4. X 社はこの話に関心をもち、令和 2 年に本件土地等を、株式会社太陽電気工事を通じ株式会社 O D S から購入することとした。
5. しかし、辰野町の再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例が、令和 2 年 9 月 18 日に改正され、30kw 以上の発電施設については、特定発電所と規定され、地区の同意や町長の許可が必要とされていたので、大規模な太陽光発電施設の設置を 1 社のみで実施しようとする、上記辰野町条例の規定により、不許可とされる可能性があった。
6. 辰野町が条例を改正した為、30kw 以上の発電施設に

については、地区の同意や町長の許可が必要とされたので、この条例を脱法する為、平良氏はX社に対して、令和4年12月9日にメールを送信して、

「例えば御社でパネルや材料の発注契約を事業主と結び、工事契約を500万円以下にして契約法人を11社用意するのはいかがでしょうか。

500万円以下であれば、建設業許可がなくても工事契約を結ぶことが可能かと思えます。

建設業を持っている工事会社の縛りがなければ、個人でも受けられますので、例えば、僕やRISMが工事を請けることも可能です。」

等の提案を行い、事業対象土地を小分けにして、それぞれに個人や法人等に振り分けて、30kw未満の発電施設を設置すれば、条例に定められた地区の同意や町長の許可が不要になるとして、条例の30kw以上の発電施設の設置を土地と申請者を小分けにして地区の同意や町長の許可を不要にする条例逃れの提案を行った。

なお、RISMというのは平良氏が代表する合同会社RISMのことである。

7. しかし、X社は、平良氏からの提案は条例逃れとなる違法な手段だと判断し、小野地区での発電施設の設置を断念した。

以上